

消費税法施行令第十四条の二第三項第十三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定するサービスの一部を改正する件 新旧対照表

○ 消費税法施行令第十四条の二第三項第十三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定するサービス（平成十二年厚生省告示第百九十号）

○ 消費税法施行令第十四条の二第三項第十三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定するサービス（平成十二年厚生省告示第百九十号）

（傍線の部分は改正部分）

	現行	案	改正	現行	
	改	正	案	改	
一 消費税法施行令第十四条の二第三項第十三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定するサービス	消費税法施行令第十四条の二第三項第十三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定するサービス	消費税法施行令第十四条の二第三項第十三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定するサービス	一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号）附則第二条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下「法」という。）第十五条の二第三項に規定する居宅介護支援計画を作成するサービス、同条第六項に規定する介護予防支援計画を作成するサービス及び介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の四十五第一項第一号ニに規定する第一号介護予防支援事業による援助に相当する援助を行うサービス	一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号）附則第二条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下「法」という。）第十五条の二第三項に規定する居宅介護支援計画を作成するサービス及び同条第六項に規定する介護予防支援計画を作成するサービス	一 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十二条第一項第二号若しくは第三号、第四十二条の三第一項第二号、第五十四条第一項第二号若しくは第三号又は第五十四条の三第一項第二号に掲げる場合に介護扶助又は介護支援給付として行われるサービス（法第十五条の二第二号に掲げる場合に介護扶助又は介護支援給付として行われる援助を行なうサービス）
二 介護保険法第四十二条第一項第二号若しくは第三号、第四十二条の三第一項第二号、第五十四条第一項第二号若しくは第三号又は第五十四条の三第一項第二号に掲げる場合に介護扶助又は介護支援給付として行われるサービス（法第十五条の二第二号に掲げる場合に介護扶助又は介護支援給付として行われる援助を行なうサービス）	二 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十二条第一項第二号若しくは第三号、第四十二条の三第一項第二号、第五十四条第一項第二号若しくは第三号又は第五十四条の三第一項第二号に掲げる場合に介護扶助又は介護支援給付として行われる援助を行なうサービス	二 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十二条第一項第二号若しくは第三号、第四十二条の三第一項第二号、第五十四条第一項第二号若しくは第三号又は第五十四条の三第一項第二号に掲げる場合に介護扶助又は介護支援給付として行われる援助を行なうサービス	二 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十二条第一項第二号若しくは第三号、第四十二条の三第一項第二号、第五十四条第一項第二号若しくは第三号又は第五十四条の三第一項第二号に掲げる場合に介護扶助又は介護支援給付として行われる援助を行なうサービス	二 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十二条第一項第二号若しくは第三号、第四十二条の三第一項第二号、第五十四条第一項第二号若しくは第三号又は第五十四条の三第一項第二号に掲げる場合に介護扶助又は介護支援給付として行われる援助を行なうサービス	

項又は第五項に規定するこれらに相当するサービスとして行われるものに限る。）

三 介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業、同号ロに規定する第一号通所事業及び同号ハに規定する第一号生活支援事業による支援に相当する支援（法第十五条の二第一項第八号に規定する介護予防・日常生活支援として行われるものに限る。）

サービス（法第十五条の二第二項又は第五項に規定するこれらに相当するサービスとして行われるものに限る。）  
(新設)